

平成27年5月28日

答申第535号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「事業所に対する受信契約数の確認方法、手段、頻度等」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は開示することによりNHKの契約・収納活動に支障を及ぼすおそれがあるためNHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号に該当し開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、規程第8条1項1号の不開示情報に該当し開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は、規程第8条1項1号の不開示情報に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年5月28日（第217回審議委員会）

第549号諮問、審議、答申